

コロナ禍の介護事業所支援は利用者負担ではなく、国の支援で行うことを求める
意見書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、介護事業所は大きな影響を受けており、特に通所介護事業所の9割が影響を受けている現状がある。

厚生労働省は、令和2年6月に、介護事業所支援として、デイサービス利用について、実際に利用した時間区分よりも2区分上げた報酬としてよいとする支援策を打ち出した。しかし、この支援策は、利用者の同意を得る必要があり、利用者負担も発生する制度である。

介護事業所の事業継続が困難となっている状況は国民全体の問題である。

よって、本市議会は、国に対し、介護事業所支援は介護保険制度の中で利用者負担を発生させて行うのではなく、国が負担して行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月28日

内閣総理大臣
財務大臣殿
総務大臣
厚生労働大臣

座間市議会議長 上 沢 本 尚